

2025年8月22日 於:舞鶴市総合文化会館 小ホール

令和7年度秋の実証事業に向けた部活動地域展開「指導者説明会」

R RITSUMEIKAN

部活動地域展開の意義と 指導者の役割

～子どもたちの未来をデザインする～

長積 仁(立命館大学)

Futurize.

きみの意志が、未来。

研修会のポイント

① 学校部活動の地域展開が進められる背景

舞鶴市における中学校の現状

② 部活動の地域展開・地域クラブ化とは？

従来の学校部活動との違いと地域展開の可能性・課題

③ 指導者の「成果」を再定義する…地域課題の解決

子どもたちの未来をデザインする指導者

学校部活動の地域展開が進められる背景

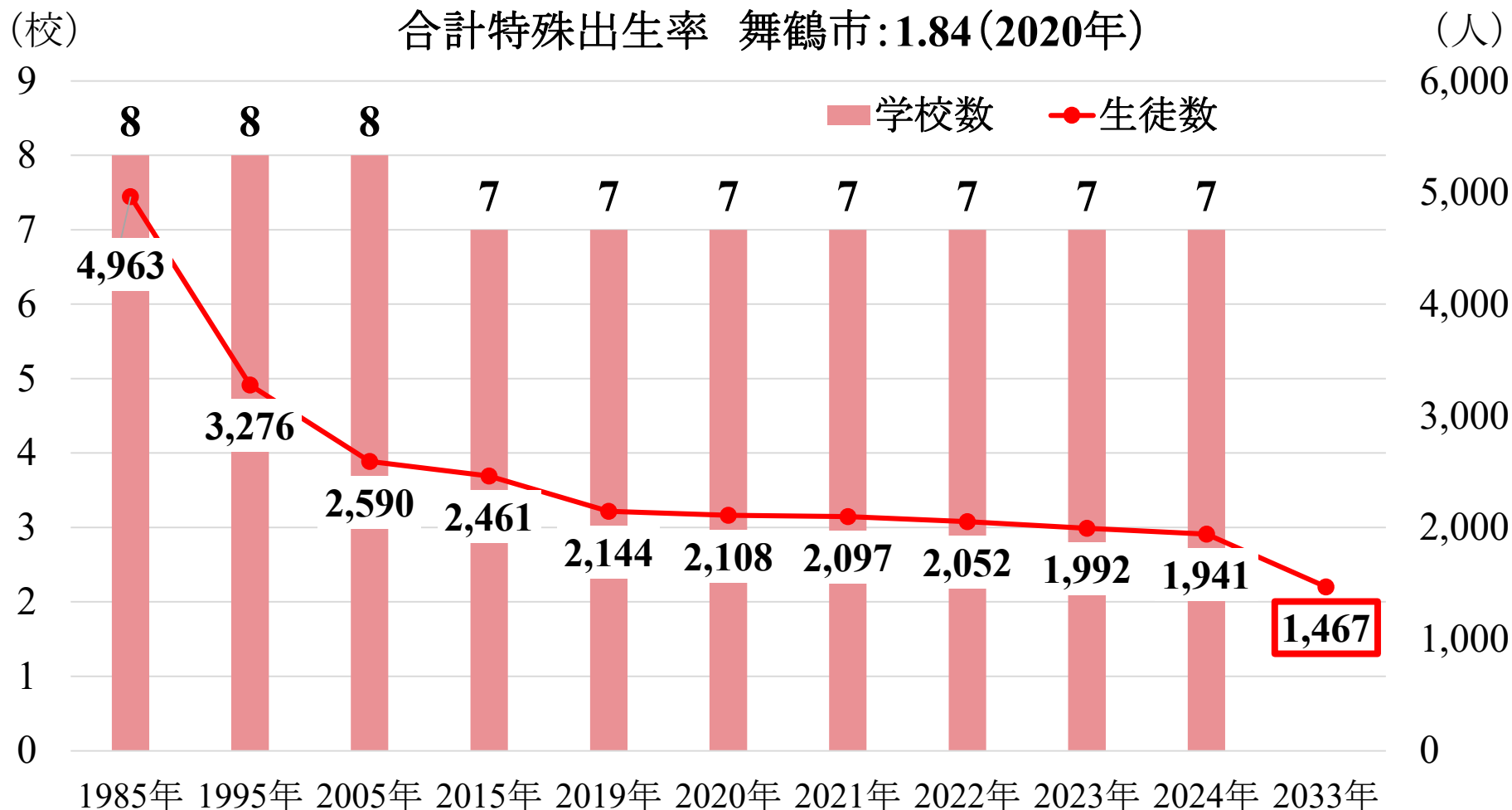


図1 舞鶴市中学校生徒数と学校数の推移

(参照: 令和5年度学校基本調査)

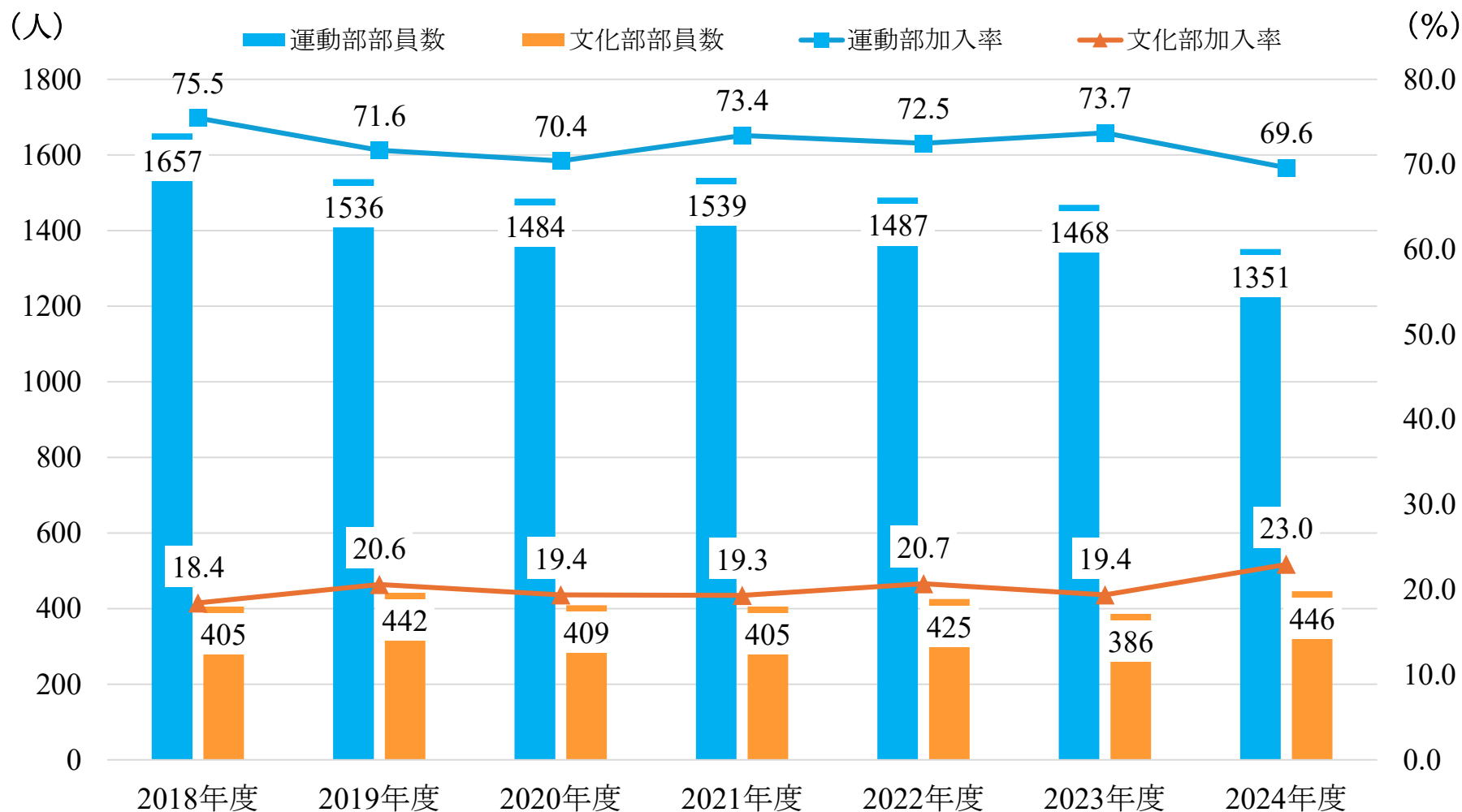


図2 舞鶴市中学校部活動の部員数及び加入率

(※ 舞鶴市教育委員会調べ)

表1 舞鶴市の部活動部員数の変遷

年度	軟式 野球部	ソフト ボール部	バレー ボール部	バスケット ボール部	ソフト テニス部	卓球部	陸上 競技部	柔道部	剣道部	バドミントン部	サッカー部	文化部	部員数 合計
2019	144	54	130	250	310	278	252	38	45	19	16	442	1978
2020	122	49	129	242	318	250	257	47	45	25	0	409	1893
2021	121	49	153	265	306	267	247	52	52	27	0	405	1944
2022	110	51	171	238	286	253	243	51	59	25	0	425	1912
2023	107	40	186	235	287	245	229	54	62	23	0	386	1854
2024	117	43	170	200	266	226	198	50	60	21	0	446	1797

※ 舞鶴市教育委員会調べ

単一化・分断化・非連続性の文化・スポーツの振興



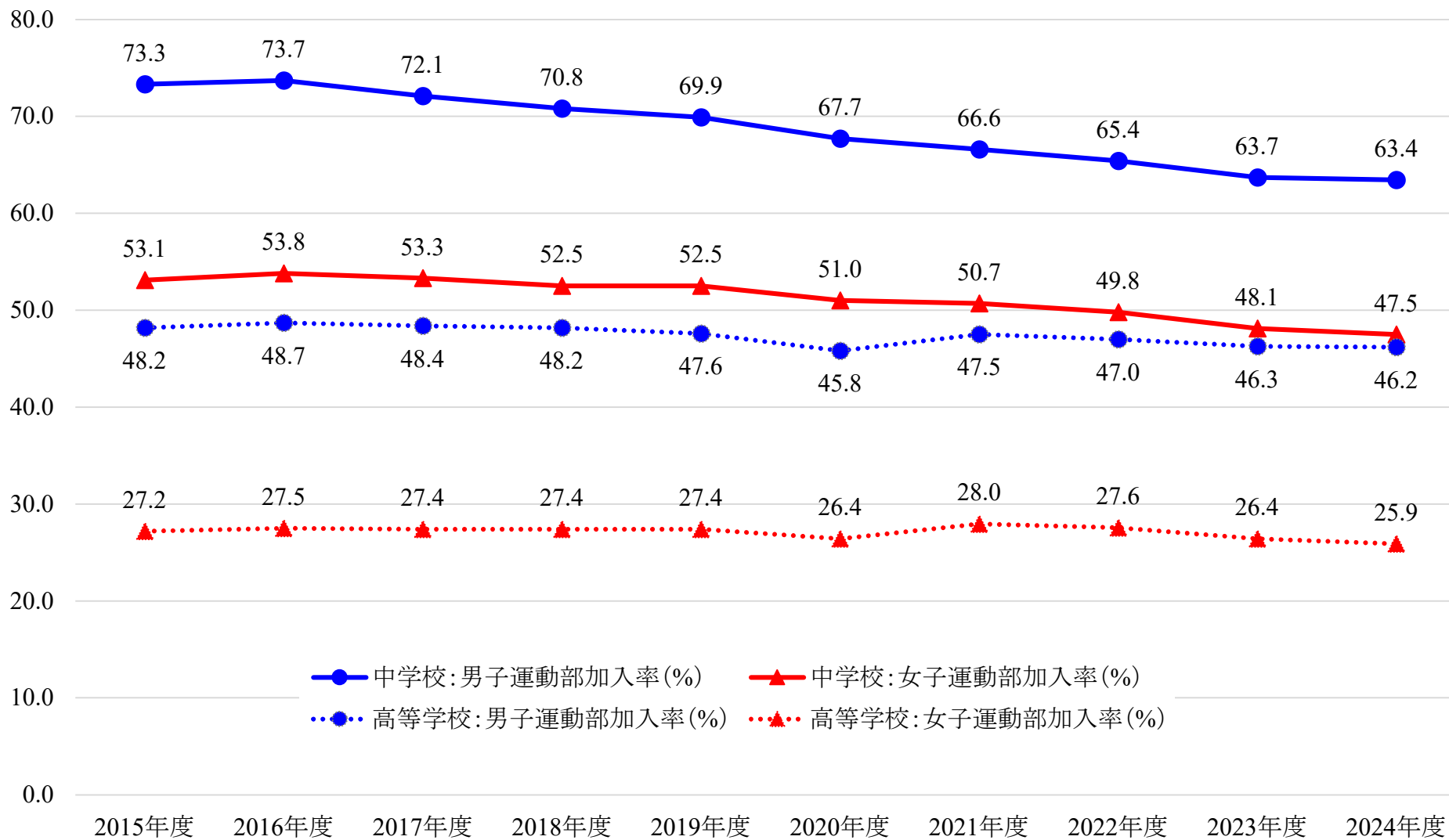
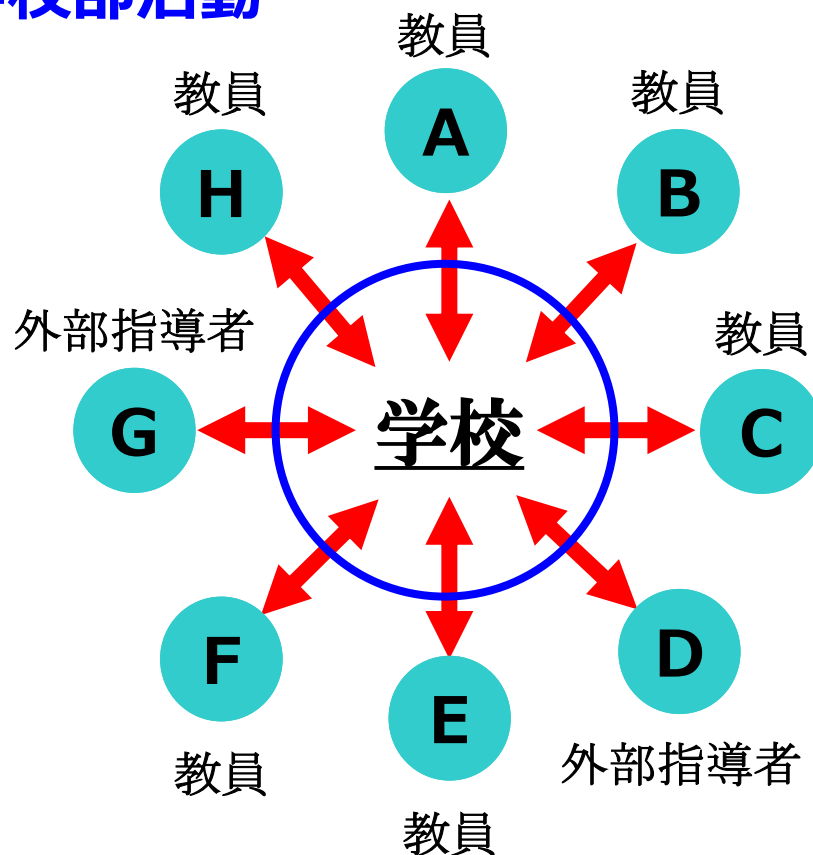


図 中学校・高等学校：運動部加入率

図中の中学生の加入率については、日本中学校体育連盟のウェブサイト(<https://nippon-chutairen.or.jp/data/result/>)に掲載されている数値をそのまま引用し、高校生の加入率については、全国高等学校体育連盟のウェブサイト(https://www.zen-koutairen.com/f_regist.html)に掲載されている加盟者数及び文部科学省学校基本調査の生徒数より算出した。

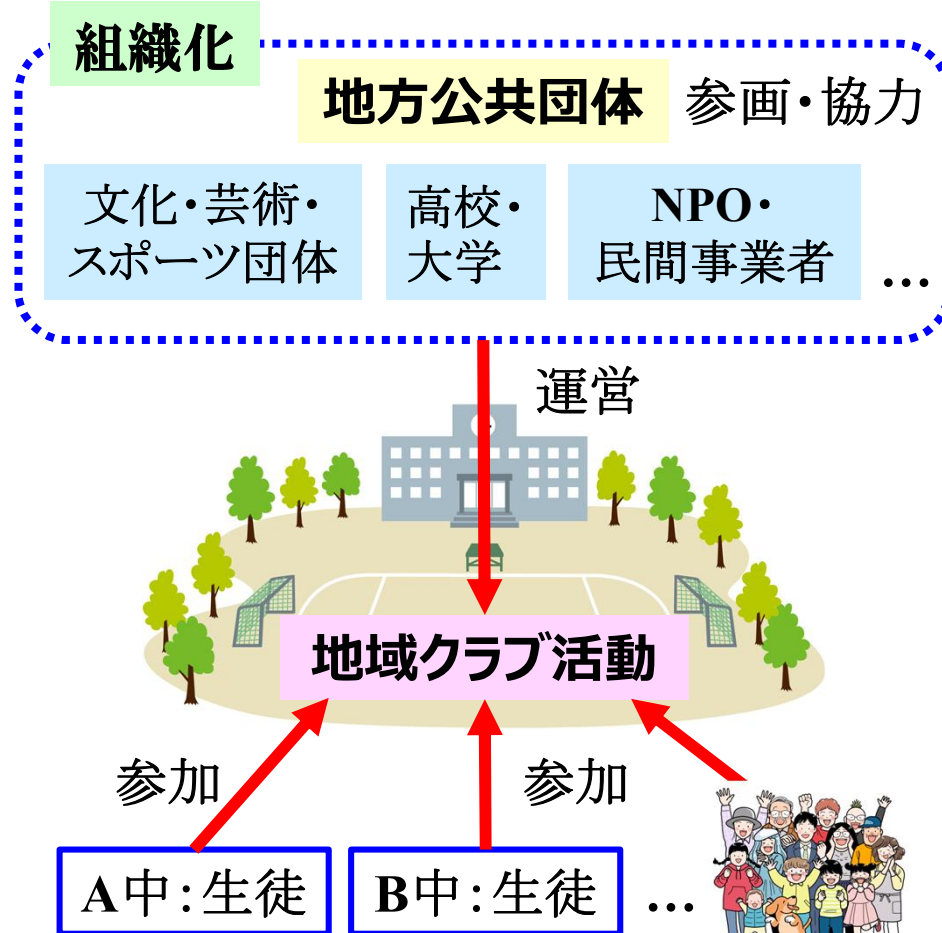
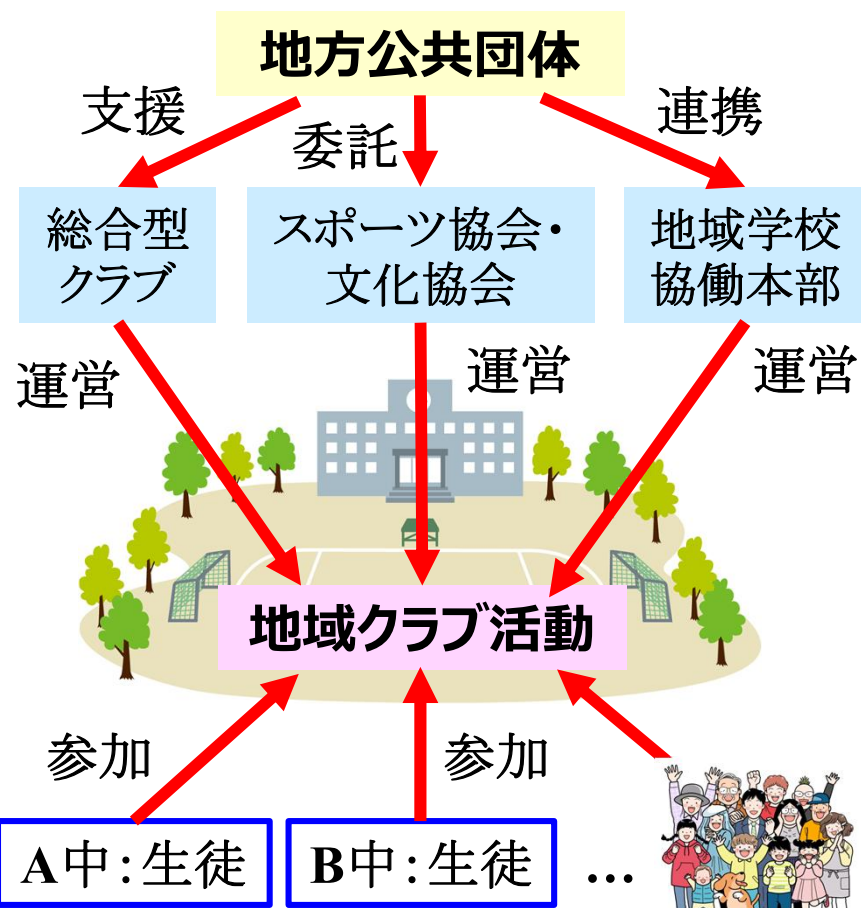
「部活動の地域展開」とは？

■ 従来の学校部活動



- 教員が異動すれば、指導体制や部の運営方針が維持できなくなる...
- 教員の経験・専門性が反映できず、部活動の担当が決まることもある...
- 学校・家庭・地域が一体になって、子どもを育てることにコミットしづらい...

■ 新たな地域クラブ活動



地域一体でスポーツ・文化活動を推進する持続可能な仕組みづくり

地域展開・地域クラブ化の可能性と課題

■ 部活動の地域展開・地域クラブ化の可能性

- 生徒：活動の選択肢の拡大・専門指導の享受・つながり…
- 学校：教科教育への注力・働き方改革・地域との関係強化…
- 地域：子どもの成長にコミット・ソーシャルキャピタルの醸成…

■ 部活動の地域展開・地域クラブ化の課題

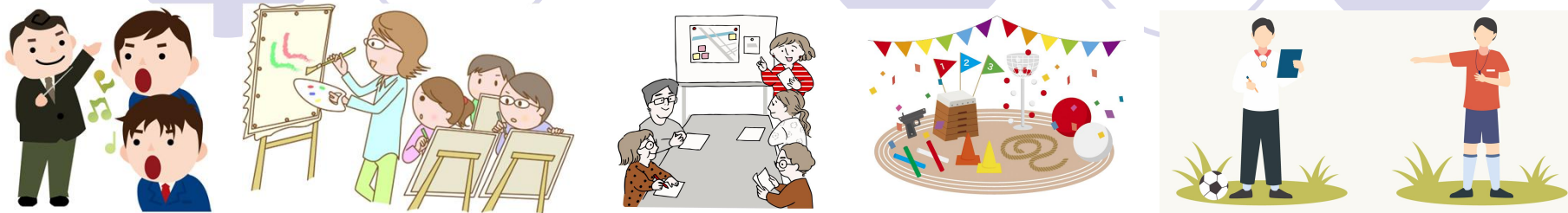
- 生徒：送迎・出費など、家庭への負担と不平等感への懸念…
- 学校：部活動を通じた関係構築の脆弱化・やりがいの低下…
- 地域：理解不足・人材発掘と育成の急務・地域間格差…

舞鶴市は、部活動地域展開の可能性と課題に対する具体策を講じるために…

3つの部会の設置：運営体制・指導・活動促進

指導者の「成果」を再定義する…

- 指導者の活動は、「既存事業」に制約されていないか？



“How”からではなく、「成果」で組織や指導者の存在を定義づける…

「地域の課題」と「解決方法」で考える指導者の“成果”

- 例えば…スポーツ指導者が取り組むべき「地域の課題」とは？

□ 第3期スポーツ基本計画の「3つの視点」

① スポーツを「つくる / はぐくむ」

既存の仕組みにとらわれず、柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて、創造する。

② スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有する人・組織が集まり、課題に対応し、つながりを感じる。

③ スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別・年齢・障がい・経済・地域などの違いによって、差が生じない社会を実現する。

子どもの未来をデザインする指導者

- “勝敗”と“活動成績”は、活動の目的ではない…

楽しい！面白い！大好き！もっとしたい！に貢献する

→ **指導者の成果** → “かかわる・つながる・続ける・導く…”

- 励まし、勇気づけ、応援する…“encourage”と“empowerment”

やる気・成長力を信頼し、急がず見守る… “事柄を成す力を養う”

- “アクティブ・リスニング（積極的傾聴）”のすすめ

とにかく、子どもの言葉に耳を傾ける…心理的事実を受け止める

“裁かない・反問しない”：子どものボールをキャッチし、存在を認める

- 一意専心…とはいうものの、数多くの事柄に触れる機会をつくる

早期にアイデンティティを形成することの危険性…“可能性を拓く”

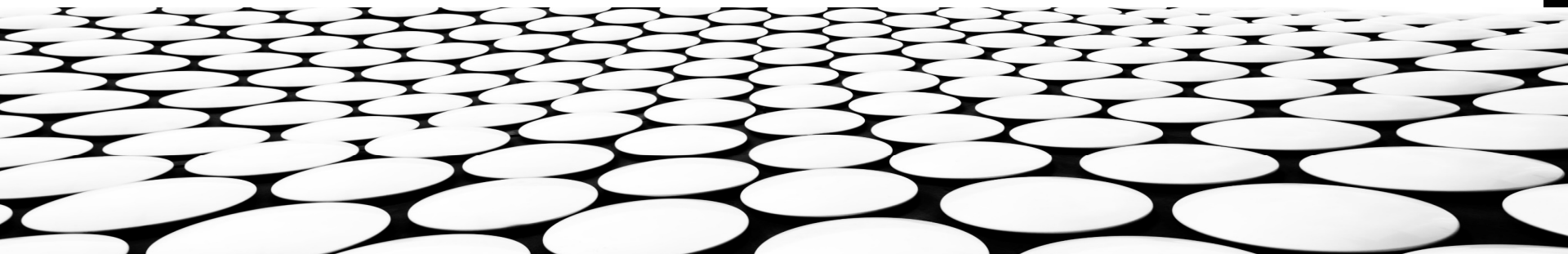
新しいことや異なること、ワクワクする挑戦に成長の活路を見出す

Futurize.

きみの意志が、未来。

Phone & Fax: 077-599-4129

E-mail: nagazumi@fc.ritsumei.ac.jp



参考資料

学校部活動をめぐる国の動向

■ 中央教育審議会答申：2019年1月

- 地域で部活動に代わる質が高い活動機会の確保と体制の整備
- 将来的に部活動を学校単位から地域単位の取り組みに移行

■ 給与特別措置法の一部改正に対する附帯決議：2019年12月

- 教員の負担軽減に資する学校以外が主体を担う体制の早期確立

■ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革：2020年9月

- 2023年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行の推進

■ 「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言：2022年6月

- 地域におけるスポーツ環境の整備方策などの集中的検討・提言

■ スポーツ庁・文化庁「総合的ガイドライン」の策定：2022年12月

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する...

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象

スポーツ庁

運動部活動の
意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの
対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す
姿勢

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の
方向性

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



課題への
対応

新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

スポーツ指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルール策定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I** は中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IV**は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

我が国における文化・スポーツ政策の方向性

■ 第2期文化芸術推進基本計画の「目指すべき姿（中長期目標）」

①文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

②創造的で活力ある社会の形成

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

③心豊かで多様性のある社会の形成

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

④持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

■ 第3期スポーツ基本計画の「3つの視点」

①スポーツを「つくる / はぐくむ」

既存の仕組みにとらわれず、柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて、創造する。

②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有する人・組織が集まり、課題に対応し、つながりを感じる。

③スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別・年齢・障がい・経済・地域などの違いによって、差が生じない社会を実現する。

■ 文化芸術推進計画とスポーツ基本計画に込められた思い…

- 既存の枠組みにとらわれない創造的で思い切ったアクション
- 多様な価値観を認め合い、多様な人々が交わり、繋がる
- コミュニティの形成・活性化に資する場・プラットフォームの形成

人々の健康と幸福に資する豊かな社会を創生する

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和7年度予算額(案) 37億円
(前年度予算額 33億円)



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能な多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証 16億円(12億円) 委託・拡充 29億円[令和6年度補正予算額]

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を加速する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり・地域公共交通
- 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を越えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- 参加費用負担の支援等**
 - 困難世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の活用等**
 - 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目、3年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。
※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を越えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を推進。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

- ＜主な政策課題＞
- 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供[マルチスポーツ環境等の整備]
 - 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
 - スクールバスや地域公共交通との連携
 - 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
 - トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
 - 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
 - 持続的・安定的な運営を担うマネジメント人材の育成
 - 体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
 - 学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツ・文化芸術の活動拠点づくり
 - 動画コンテンツ等の活用
 - 多様なニーズに対応した大会の開催
 - 運営の効率化のためのシステム整備 等

(2) 課題の整理・解決策の具体化、地域クラブ活動のモデル構築・プロセス明確化、整備促進等

- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の具体化
- 地域クラブ活動のモデルの構築・プロセスの明確化、持続的・安定的な運営に向けた仕組みづくり
- 複数自治体連携した地域クラブ活動の整備促進方策の展開、全国的な取組の推進 等

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

※2 コミュニティスクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用。

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 18億円(18億円) 補助・拡充

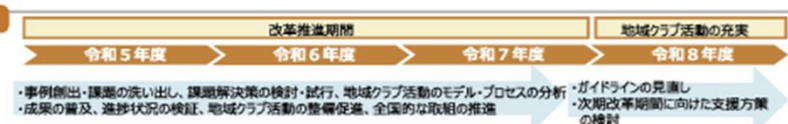
各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

→ 部活動指導員の配置を充実 [16,251人(運動部: 13,178人、文化部: 3,073人)]

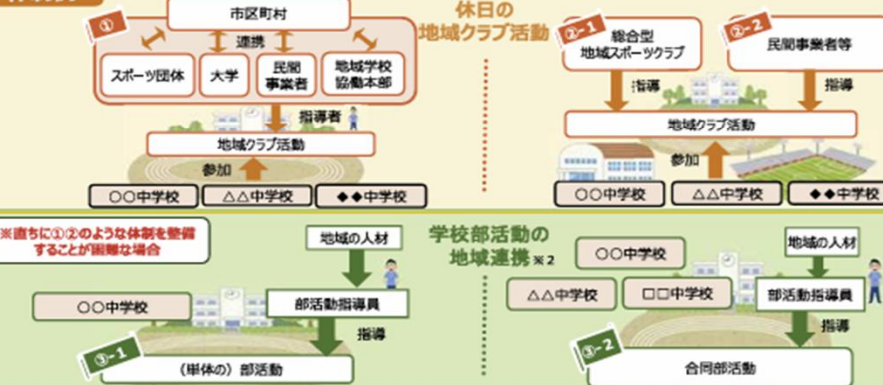
III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円(3億円) 補助・委託

- 上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。
- 公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
 - 指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
 - 大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築
 - デジタル動画による運動部活動・地域クラブ活動のサポート体制整備 等

方向性



体制例



※ 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。
体制例は、あくまでも一例である (担当: スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官(芸術文化担当付))

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとられない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ●具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ●対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。 1

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	・<u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</u>。 ※地域の実情等を踏まえつつ、<u>できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい</u>。 ※<u>中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施</u>。 ・<u>平日</u>については、<u>各種課題を解決しつつ更なる改革を推進</u>。まずは、<u>国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等</u>を行うとともに、<u>地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める</u>。
次期改革期間	「<u>改革実行期間</u>」（<u>前期：令和8～10年度</u> ⇒ <u>中間評価</u> ⇒ <u>後期：令和11～13年度</u>） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手</u>。 ※<u>平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進</u>。
費用負担の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要（公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合う</u>ことが重要）。 ※<u>受益者負担の水準</u>については、<u>国において金額の目安等を示す</u>ことを検討する必要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保</u>も有効に組み合わせていくことが重要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐため、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援</u>については<u>確実に措置</u>を行う必要。 ・<u>部活動指導員の配置</u>について、<u>次期改革期間においても一定の範囲で支援</u>を行っていく必要。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等